

別紙 2

海外研修奨学金支給規定

(主旨)

第 1 条 バレエの向上発展を念願とした故橋秋子の遺志に基き、将来バレエ界に雄飛する有為の人材を育成する一助として、より高度のバレエ芸術修得を志す将来性ある人物に対し公益財団法人橋秋子記念財団から海外研修奨学金を支給する。

第 2 条 奨学金の支給を受ける有資格者は、原則としてジャパングダンスコンペティション シニア・高校生・中学生部門で優秀賞を受賞し海外に研修留学を志す者及び他のバレエ公演で、優秀な若手舞踊家として認められ、海外研修留学を希望する者で、所属するバレエ教室等の主宰者によって推薦された者とする。

第 3 条 奨学金は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 1 日までの 1 年間とし、渡航費及び滞在費として、金 50 万円を支給する。

第 4 条 奨学金支給を希望する者は、所属するバレエ教室等の主宰者の推薦状を添え、必要書類（附則第 1 条を参照）をそろえて必ず本人自身が公益財団法人橋秋子記念財団（東京都渋谷区富ヶ谷 2-14-15）に申請し、同財団の理事会で選考した結果、該当者を決定する。

[附則]

第 1 条 奨学金支給を申請するには、推薦状、全身の写真に添え、当財団が用意する申請書、身上書に必要事項を書き入れて、3 月 30 日までに公益財団法人橋秋子記念財団事務所に本人が直接持参すること。

第 2 条 研修期間中に奨学生としてふさわしくないと認めた場合は支給を取り消すことがある。

第 3 条 研修期間の終了時にはレポート（原稿用紙 3 枚程度）を提出させるとともに、次年度のコンペティションにおいて研修成果を発表させる。

第 4 条 この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。